

よくある質問【週休2日制工事】

Q 1 休工計画表はどのように提出すれば良いか。

A 1 施工計画書に含めて、提出してください。その後、履行報告と併せ毎月5日までに前月までの取得状況を記入した計画表を提出してください（工事打合簿不要）。そして現場完成前（契約変更時）には、工事打合簿を付けて提出してください。

Q 2 対象期間とは？

A 2 準備期間（測量、現場事務所の設置等）、後片付け期間（書類作成、現場清掃等）を除いた期間としています。

準備期間は、愛知県土木工事標準仕様書における「準備期間」と同一として考えます。

Q 3 休工日（現場閉所）の扱いとみなされる作業は？

A 3 現場パトロールや災害に備えての保安設備の補強、建設機械のメンテナンス等、現場管理上必要な作業で本体工事の進捗UPに資するものでない作業を指します。

また、土場での作業も現場の一部として同様の扱いとなります。

Q 4 休工日に現場代理人等が地元と立ち会った場合、休工日として認められるか？

A 4 Q 3と同様、内容が本体工事の進捗UPに資するものでなければ認められます。

例：下水工事における公共樹立会→×

各種工事における苦情対応→○

Q 5 年末年始や年度末の工事抑制期間はどのように扱えば良いか。

A 5 抑制対象の工事として現場を稼働できない場合は、非対象期間とします。

道路占用地域連絡会議で調整された工事や年度末における車道規制を伴う占用工事に当てはまらない場合、対象期間とします。

Q 6 別工事との調整により一定期間工事を行なわない期間はどのように扱えば良いか。

A 6 要領第2条第2項にある工事事故等による不稼働期間として捉え、非対象期間とします。

Q 7 雨天により急遽、休工とした場合は休工日として認められるか。

A 7 当日、作業を開始する前に休工とすれば休工日として認めます。

Q 8 工期延期はしてもらえるのか。

A 8 受注者の責めに帰すことができない理由の場合は、工期延期を行います。その際、延期する期間も週休2日を見込んだ工期設定とします。

Q 9 達成できなかった場合、罰則はあるのか。

A 9 ありません。ただし、工事成績評定での加点評価を行いません。また、諸経費等の減額変更を行います。

Q 10 週休2日制工事の対象外工事とはどういった工事なのか。

A 10 例を下に記載します。

ア 工程が現場条件に大きく制約される工事

渇水期施工を求められている工事や学校の夏休み期間中にしか施工できないなど工程の制約がある工事

イ 設計金額が130万円以下の工事

少額随契による各課契約の工事

ウ 緊急性がある工事

緊急応急復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事

国際競技大会等の開催期日が確定しており、工期延期ができない工事

エ 契約工期が3か月未満の工事

準備期間(30日~90日)と後片付け期間(20日~)の非対象期間を含む契約工期3か月未満の工事

Q 11 当初の計画表を提出する段階で土日の作業を予定して良いか。

A 11 週休2日制工事は、対象期間において、曜日及び理由にかかわらず休工とした日の日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の工事であるため、問題ありません。

Q 12 金曜日の夜間に日をまたいで施工した場合は、土曜日にも作業したことになるのか。

A 12 土曜日の作業とはなりません。

Q 12 主任技術者等が休工日に現場事務所で書類作成を行った場合は現場閉所になるのか。

A 12 現場閉所とはなりません。

Q 13 主任技術者等が休工日に会社事務所で書類作成を行った場合は現場閉所になるのか。

A 13 現場閉所とはなりませんが、週休2日制の趣旨からすると今後の課題です。

Q14 対象期間を契約工期3か月以上とした理由は。

A14 週休2日制工事の取組は、4週8休(28.5%)の割合としているため、1か月単位を最小と考えています。準備工、後片付けを除き概ね実働が1か月以上の工事を対象と考え、設定しています。

Q15 主看板に別紙3掲示例以外の記載方法でも差し支えないか。

A15 対外的に分かるようになっていれば問題ありません。

Q16 PFI事業は対象となるのか。

A16 PFI事業は要領と合致しない部分もあるため、対象としません。労働基準法に準拠して適切に行ってください。

Q17 週休2日制工事の対象業種は。

A17 建設業法上の29業種全てが対象です。

Q18 契約工期3か月以上で対象期間が1週間未満の場合は、週休2日制工事の対象となるのか。

A18 週休2日制工事の趣旨から、対象期間が1週間未満となる工事は対象外となります。例は下に記載します。

例1：当初3か月以上の契約工期で、実働1週間未満と分かっている工事
⇒当初から対象外

例2：当初3か月以上の契約工期で、実働1週間未満になってしまった工事
⇒当初対象だが、減額変更

例3：当初3か月以上の契約工期が3か月未満で完成した工事（実働1週間以上）
⇒週休2日補正の対象のまま

例4：当初2か月の契約工期が、工期延期で3か月以上になった工事
⇒当初から指定していないので、対象外

例5：当初2か月の契約工期が、準備期間中に工期延期をし、3か月以上になった工事
⇒当初から指定していないので、対象外

Q19 週休2日を達成するために施工方法等を変えて増額となる場合は、設計変更対象となるのか。

A19 週休2日を達成するための工法変更や資材変更による増額については、設計変更の対象とはなりません。